

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都大田区東糀谷五丁目 8 番 14 号

氏名 株式会社伸榮産業
代表取締役 黒寄 篤幸

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第 14 条第 6 項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 平成 30 年 2 月 10 日

許可の有効年月日 令和 5 年 2 月 9 日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

処分（中間処理）

(2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類（産業廃棄物の種類に係る限定は裏面のとおり）

ア 破砕 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

(以上 7 種類)

イ 圧縮固化 : 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず

(以上 5 種類)

2 事業の用に供する施設（詳細は裏面のとおり）

施設所在地：東京都大田区東糀谷五丁目 8 番 14 号

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として 8 時 30 分から 21 時 30 分までとすること。なお、施設稼働時間は 8 時 30 分から 17 時 30 分までとすること。

(2) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 15 年 2 月 10 日 新規許可

平成 30 年 2 月 10 日 更新許可 第 3 回

令和 元年 9 月 2 日 変更届 保管施設の拡大、作業時間の延長

5 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



(裏面)

2 事業の用に供する施設

施設所在地：東京都大田区東糞谷五丁目8番14号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	施設許可番号	施設許可年月日
破 碎	廃プラスチック類 ※1、※2	4.60 (t/日)	11.1 (t/日)	平成18年12月3日		
	紙くず	6.44 (t/日)				
	木くず	4.86 (t/日)				
	繊維くず	7.06 (t/日)				
	ゴムくず	8.41 (t/日)				
	金属くず ※1、※2	14.5 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず ※2、※3	10.6 (t/日)				
圧縮固化	廃プラスチック類 ※1、※2	-----	4.71 (t/日)	平成18年6月15日		
	紙くず	-----				
	木くず	-----				
	繊維くず	-----				
	ゴムくず	-----				

- ※1 廃乾電池、廃水銀電池を除く。
- ※2 廃蛍光ランプ、廃放電ランプ、廃HIDランプを除く。
- ※3 廃石膏ボードを除く。

(以下余白)